

# 令和8年度愛媛県共創プロジェクト実証支援事業費補助金募集要領

## 1. 趣旨

愛媛県官民共創拠点「E:N BASE」（以下「拠点」という。）の複数の会員又は共創パートナーによる共創プロジェクト等の立ち上げに向けて必要となる実証等の取組に要する経費に対し、県が予算の範囲内で補助金を交付することにより、共創プロジェクトの円滑な始動を後押しし、地域課題の解決や新たな価値の創出を通じた地域の活性化を図ります。

補助金の交付に当たっては、令和8年度愛媛県共創プロジェクト実証支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この募集要領の定めによることとします。

## 2. 対象事業

本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、官民や民間同士の共創により地域課題の解決や新たな価値の創出に取り組むプロジェクトの実証段階で実施する事業です。

## 3. 対象事業者

本補助金の交付の対象となる事業者は、補助事業を行う連携体とし、次の要件を満たす必要があります。

- (1) 民間企業（個人事業主を含む。）、スタートアップ、大学、金融機関、商工・経済団体、自治体その他知事が適当と認める者のうち、2者以上で構成されること。
- (2) 連携体の中から代表者を1者選定すること。
- (3) 代表者は、交付申請、補助事業の運営、実績報告及び補助金の受領等に係る一切の手続きを担い、その責任を負うこと。また、その旨について、構成員から委任を受けること。
- (4) 代表者を含む連携体の構成員は、補助金の交付決定までに、拠点の会員登録又は共創パートナーの登録を受けること。
- (5) 連携体の構成員うち、最低1者以上は、県内企業又は県内自治体であること。
- (6) 連携体の構成員は、暴力団等の反社会的勢力に該当しないこと。

※この募集要領において「県内企業又は県内自治体」とは、県内に支社、支店、事業所、事務所等を有する事業者（個人事業主を含む。）又は自治体をいう。

## 4. 対象経費

本補助金の交付の対象となる基本的な経費区分は、次のとおりです。

- ・消耗品費
- ・備品費
- ・使用料及び賃借料
- ・委託・外注費

- ・ 専門家経費
- ・ データ購入・ソフトウェア導入費
- ・ 旅費・交通費
- ・ その他

※実証等に要する経費に限ります。

## 5. 補助対象外の経費等

以下の経費は補助の対象から除きます。

- ・ 自治体その他の団体が連携体の構成員として自らの負担により事業に要する経費支出
- ・ 交付決定日より前に経費の支払いを行ったもの
- ・ 実績報告書提出時まで、書面等により経費の支出を確認することができないもの
- ・ その他、本補助事業の趣旨に照らして適切でないと知事が認めたもの

## 6. 補助率及び補助限度額

本補助金の補助率及び補助限度額は次のとおりです。

補 助 率：補助対象経費の10/10

補助限度額：30万円

## 7. 予算額

300万円

※予算の範囲内で補助金を交付します。

## 8. 申請募集期間

令和8年6月1日から令和8年12月31日まで

(ただし、申請募集期間中であっても、申請額の合計額が予算額に達した場合は、その時点で募集を終了する場合があります。)

## 9. 交付申請の方法

交付要綱第5条の規定に従い、申請募集期間内に必要書類を愛媛県企画振興部政策企画局官民共創推進課に提出（持参、郵送、メール）してください。

(メールで提出（代表者印の押印を省略）する場合は、事前にご連絡をお願いします。

提出先となる県の担当者等のメールアドレスを、別途お知らせします。)

## 10. 審査方法

提出された補助事業計画書について、以下の項目に基づき書面審査を行います。

項目	審査のポイント
事業の独自性	・ 市場における新規性や技術革新が含まれた計画となっているか。
社会的・経済的インパクト	・ 地域や社会に良い影響や効果が期待できるか。 ・ 雇用創出や地域活性化などの波及効果が見込まれるか。

実現可能性・計画の 具体性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実証事業の計画の現実性や実行可能なスケジュールとなっているか。</li> <li>・必要なリソースや体制が整備されているか。</li> </ul>
協働体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業参画者の役割分担が明確になっているか。</li> <li>・共創のためのコミュニケーション体制が整備されているか。</li> </ul>
事業継続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実証期間後の事業展開が見込まれるか。</li> </ul>

## 11. 主な留意事項

- ・本補助金の申請等において、その内容に虚偽等が認められる場合には。交付要綱に基づき、交付決定の取消や補助金の返還を求めるほか、事業者名を公表する場合等があります。
- ・補助金の交付は、原則として補助事業完了後の精算払いとします。ただし、必要があると認められる場合は、概算払いを行うことがあります。
- ・補助対象経費は、補助事業の実施に要する経費のうち、事業完了日までに支出及び支払が完了したものに限ります。
- ・本補助金の交付を受けようとする事業計画及び経費が、国及び県等が実施する他の補助事業と重複すると判断される場合は、補助金の対象となりません。
- ・補助事業は、令和9年2月28日までに完了してください。
- ・実績報告書は、令和9年3月5日までに提出してください。
- ・補助事業の実施においては、県が行う「愛媛県官民共創拠点における相談・伴走支援体制構築業務」において配置する専門人材による相談対応を受けることを推奨します。

### 【お問い合わせ・交付申請書提出先】

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県 企画振興部 政策企画局 官民共創推進課

TEL : 089-907-5221 (直通)

E-Mail : kanminkyousousuishin@pref. ehime. lg. jp